

田中 豊

(関西学院大学研究員)

「中江兆民と J・S・ミル『民約訳解』における「議」の儒学的意義―

本報告では、中江兆民と J・S・ミル『自由論』との関係について考察する。そもそも『自由論』は、中村敬宇による本邦初の翻訳『自由之理』との関係でしばしば語られるが、兆民自身もミルが説く思想・言論の自由に深い共感を抱いていた。

兆民は、ルソー『社会契約論』(*Du Contrat Social ou Principes du droit politique*)を漢訳し自身の解説を付した『民約訳解』によって、その高尚な漢文体と原著に対する抜群の理解力も相俟って「東洋のルソー」と称される。ただし、『民約訳解』では時に意図的に原著の内容から乖離する場面がみられる。その一つに、ルソーが人民の「奴隷」化をもたらす装置として否定されていた「国会」「議院」を兆民は評価し、ここでの十全に展開される「議」(*délibération*)の意義を強調していた。『民約訳解』にみられるこのような差異は、『自由之理』から学んだミルの思想によって原著を敷衍できるという兆民なりの戦略に起因する。それはまた、自身の思想の根幹をなす儒学によっても担保されるという自信の表れでもあった。というのも、『社会契約論』では軽視されていた *liberté morale* (道徳的自由) に対し兆民は「心之自由」や「リベルテーモラル」と訳し、さらには『孟子』のいう「浩然之氣」に引き付けることで、誰しもが有する根源的に等価値な「心」から発露する多様な意見の尊重を謳う(こうした図式は『自由之理』においてもみられる)。そして、それに伴う自由な討論によって「一理」を得ることができると説くように、兆民は敬宇と同様にミルの思想が西洋の専有物ではなく、儒学にも相通じると自覚していた。

以上のように本報告では、ルソーによって曖昧にされていた討議の立ち位置について兆民が『自由之理』から学んだミルの思想を手掛かりに、儒学の文脈に応じるかたちで再構成していることを明らかにする。これによって、兆民を単なるルソー思想の祖述者としてではなく、「西洋」に「東洋」の普遍を確信する儒者として再評価する。